

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する 情報の通知について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額（以下、「工期等」という。）に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、契約を締結するまでに、状況の把握のために必要な情報と併せて通知しなければならないこととされています。これを踏まえ、都の工事における工期等に影響を及ぼす事象に関する情報（以後、「おそれ情報」という。）の通知について、以下のように取り扱います。

1 対象案件

全ての建設工事

2 通知の方法

おそれ情報を通知する場合、落札決定から契約を締結するまでに、通知書（別紙様式－1）を契約担当者に提出する。

3 通知にあたっての留意事項

- （1）通知には、天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責に帰することのできない事項を記載すること。
- （2）おそれ情報の入手先として、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること（資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること）。
- （3）通知については、工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではないこと。
- （4）通知した事象が契約締結後に顕在化した場合、契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、契約変更の協議については契約書の規定等により行われること。
- （5）通知を提出していない場合であっても、契約書の規定により、契約の変更について受注者から発注者に対して協議を申し出ることができること。

4 発注予定表への記載

令和7年2月1日以降に公表する案件から、工期等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める場合、落札者はおそれ情報を通知する旨、発注予定表へ記載する。なお、それ以前の案件においても、おそれ情報の通知を妨げるものではない。

【問合せ先】

財務局経理部総務課契約調整担当 直通(03)5388-2607

年 月 日

(発注者宛)

殿

住所

氏名

〔法人の場合は名称
及び代表者の氏名〕

通 知 書

建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を下記のとおり通知します。

記

1 工事件名

2 情報通知内容

- ☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
(建設業法施行規則第13条第2項第1号)

発生するおそれのある事象^{※1}：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先^{※2}：

- ☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰
(建設業法施行規則第13条第2項第2号)

発生するおそれのある事象^{※1}：

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先^{※2}：

※1：天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責に帰することのできない事項を記載

※2：受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用い、入手先のURLを記載する等により示すこと。(一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。)